

令和4年度石見の夜神楽益田公演チラシ・ポスターデザイン制作
コンペティション実施要領

1. 目的

「石見の夜神楽益田公演」の周知を目的としたチラシ・ポスターのデザイン制作のための、コンペティション（以下コンペ）を実施する。

2. 業務委託内容

令和4年度石見の夜神楽益田公演の広報チラシ・ポスターデザインの作成

3. 参加資格

- (1) 益田市石見神楽公演事業実行委員会々長が指名する者
- (2) 仕様書に定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有するとともに、当実行委員会の指示に柔軟に対応できること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生開始手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (5) 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員関係者（又はこれらであったもの）でないこと。

4. 委託料の支払い

業務完了後の一括払い

5. 質疑について

- (1) 受付期限：令和4年2月21日（月） 正午まで
 - (2) 質問の提出方法：FAX または電子メールにより質問書（様式第3号）を提出すること。
 - (3) 質問票送信先：FAX 0856-23-1232
電子メール info2@masudashi.com
- ※電子メールの場合、件名を「質問票：石見の夜神楽益田公演チラシ・ポスターデザイン業務」とすること。
- (4) 回答

令和4年2月21日（月）午後5時までに質問内容及び回答をコンペ参加者全員に対して電子メールにて回答する。ただし、質問内容によっ

て本選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

7. 提案書類の提出について

- (1) 提出期限：令和4年3月7日（月） 正午まで
- (2) 提出先：上記4（3）と同じ
- (3) 提出方法：郵送、メール、持参
- (4) 提出書類：下記に示す順序となるよう並べたものを、1部ごとにクリップ等でまとめ、正本1部、副本1部（副本はコピー可）を提出すること。

ア. 提案書表紙（様式第4号を使用すること）

イ. 「石見の夜神楽益田公演」広報チラシ・ポスター共通デザイン案（A4判、1枚）

※チラシ裏面デザインは評価対象外

ウ. イの制作意図の説明資料（A4判3枚以内、書式自由）

エ. 見積書（自由書式）

提案するデザイン料、消費税等を含めて、165,000円以内とすること。

※作成に使用する石見神楽の写真素材は発注者より、参加表明書を提出した事業者にのみ提供する。

※見積書の宛名は「益田市石見神楽公演事業実行委員会々長」あてとすること。

※採用された提案については、当実行委員会の担当者と受託者との協議を行う。

(5) 注意事項

ア. 提出以降の提案書の差替え及び再提出は認めない。

イ. 当実行委員会から提案書、見積書等に対して質問する場合がある。その場合は2営業日以内にFAXまたは電子メールにて回答すること。

8. 受託事業者の選定等

(1) コンペの審査会において、提案されたデザインについて総合的に審査を行い決定する。

(2) 評価項目については、提案に基づき、以下の項目で評価する。

評価項目	評価基準
業務遂行 (チラシ ・ポスター 共通)	・石見の夜神楽益田公演の魅力が伝わるデザインであるか ・公演情報が読み取りやすいデザインであるか ・独自性のあるデザインであるか

見積価格	・ 参考見積額が提案内容に対して適当か
------	---------------------

(3) 選定結果については、令和4年3月10日(木)頃通知する。

(4) 審査の経過に関する質問及び結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

9. 契約の締結

実行委員会は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と協議を行い、予定価格の範囲内で契約を締結する。

なお、最も優れた提案を行ったと認められる事業者が契約の締結を拒否した場合、提案書の審査における次順位の事業者を最も優れた提案を行ったと認められる事業者とみなす。

10. 送付資料

(1) 令和4年度石見の夜神楽益田公演チラシ・ポスターデザイン作成業務仕様書

(2) 参加表明書、誓約書、質問書、提案書(様式1～4)

11. その他

(1) 提出された提案書類は返却しない。

(2) 提案された作品は、本目的以外に使用しない。

(3) 提出書類の作成及び提出に要する経費、その他本企画に要する全ての経費は提案者の負担とする。

(4) 審査結果に関する異議は一切受け付けない。